

野田市教育委員会行事の共催及び後援に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月6日

野田市教育委員会教育長 染 谷 篤

## 野田市教育委員会規則第1号

### 野田市教育委員会行事の共催及び後援に関する規則の一部を改正する規則

野田市教育委員会行事の共催及び後援に関する規則（昭和48年野田市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「団体」を「法人その他の団体」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。